

議案第32号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塙 勝 俊

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



## 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第2の45の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の46の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

別表第8中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。